

～応援します！阿波市で育ったいいものを～

# 阿波市特産品認証制度

## ガイドライン



平成30年9月

阿波市特産品認証委員会

## 目 次

1. 「阿波市特産品認証制度」の目的	1
2. 「阿波市特産品認証制度」のイメージ	1
3. 申請対象者	2
4. 申請対象産品	2
5. 申請方法	2
6. 「阿波市特産品認証制度」の認証基準	3
7. 審査の方法	4
8. 認証されたら	4
9. 認証品のメリット	5
10. 申請上の注意事項	5
11. 申請・問い合わせ先	6
付録 阿波市農業振興計画重点プロジェクト推進会議 で定める「目指せ！ブランド品目」	6
参考資料	
◇ 阿波市特産品認証制度実施要領（資料1）	8
◇ 阿波市特産品認証制度認証基準（資料2）	13
◇ 阿波市特産品新規認証申請書（資料3）	16

## 1. 「阿波市特産品認証制度」の目的

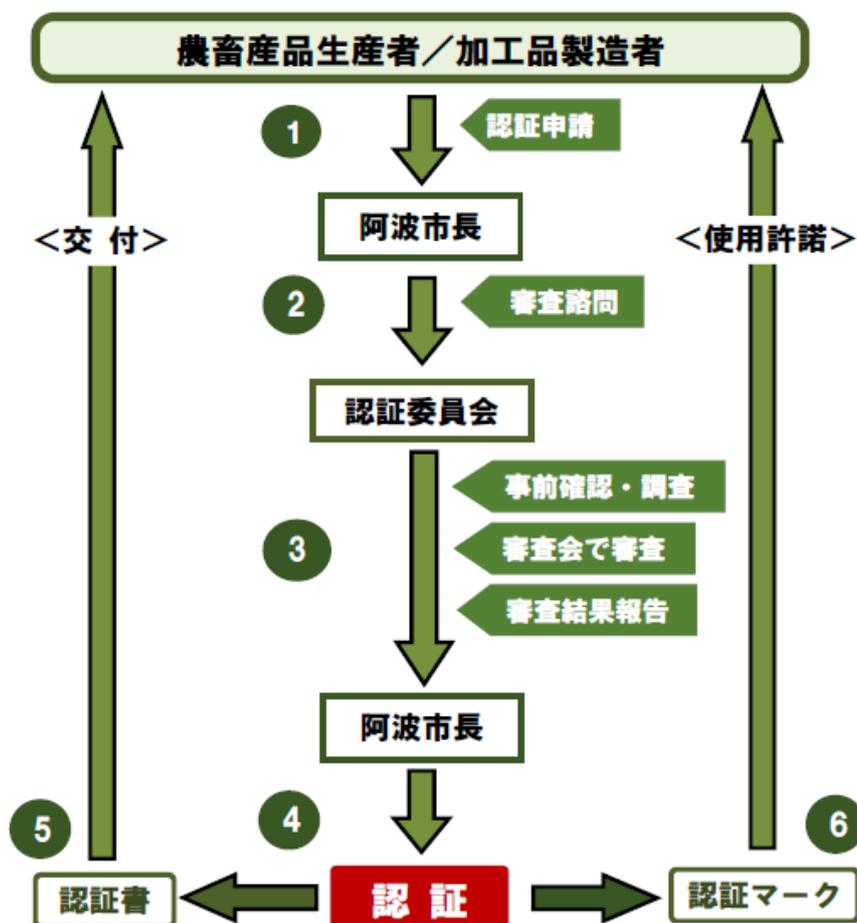
阿波市が平成30年3月に改定しました「第2次阿波市農業振興計画」の重点プロジェクトの一つである「阿波市のいいもの創造・展開プロジェクト」では、県下の農業地帯で育つ高品質な農畜産物やそれらを利用した加工品の独自性や優位性を十分に発信する販売戦略を講じることによる「阿波市ブランド」の創出を進めています。

阿波市特産品認証制度は、本市の特色ある優れた農畜産品やそれを利用した加工品を“阿波市のいいもの”として本市の特産品に認証（認証マークの付与）し、市場での積極的な販売促進や認知度の拡大などを支援する制度です。

この制度は、『応援します！阿波市で育ったいいものを』のスローガンの通り、“がんばる生産者”を応援し、ブランド製品づくりに向けた生産者のさらなる意欲や活力の向上、そして本市のイメージ向上を目的としています。

## 2. 「阿波市特産品認証制度」申請時のイメージ

◆ 申請から認証までは、次の①～⑥の手順で進められます。



### 3. 申請対象者

本市に住所（事業所の場合は主たる事業所の所在地）を有している生産者又は事業者の方々が対象となります。

### 4. 申請対象産品

#### 農畜産品

本市で栽培、採取、飼養されたもので、阿波市農業振興計画重点プロジェクト推進会議で定める「目指せ！ブランド品目」（14品目：P6付録参照）のいずれかが対象となります。

#### 加工品

原則、本市で製造・加工され、かつその加工品を特色づける原材料として、本市で生産された産品を100%使用したものが対象となります。

なお、本市において製造・加工ができない場合は、申請時にその理由を記載した書類の提出が必要となります。

### 5. 申請方法

- ◆ 認証を受けようとする生産者又は事業者は、所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類、必要に応じて申請品の現物を添えて、認証委員会事務局（阿波市産業経済部農業振興課内）に提出してください。
- ◆ 申請書は阿波市産業経済部農業振興課に用意しております。  
また、阿波市ホームページからもダウンロードできます。

阿波市ホームページ URL  
<https://www.city.awa.lg.jp/docs/2016011600014/>

- ◆ 認証にあたっては、年1回の審査会の実施を予定しており、同じ生産者又は事業者からの申請件数は、年間3件までです。

## 6. 「阿波市特産品認証制度」の認証基準

申請品を阿波市特産品として認証することができるかどうかは、以下の認証基準により判定します。

### 1) 基本的な商品性（次の事項の全てに該当していること）

- ◆ 関係法令を遵守して生産、製造加工がされていること。
- ◆ 生産、製造加工が定められた方法、手順に基づき適正に行われていること。
- ◆ 商品を安定して市場へ供給できる生産、製造加工、出荷の体制及び生産等の履歴情報を消費者に提供できる体制が整えられており、商品の適正な個別仕様（商品規格）での流通、販売が可能であること。
- ◆ 直近の2年以内に、連続して3か月（農産物では1作期）以上の販売実績があること。
- ◆ その商品に特有の商品名を用いている又は容器包装において、その商品の見栄え、保存性、取扱いやすさ等を高めるための独自に創意工夫されたデザインや形状、構造が用いられていること。

### 2) 独自性（次の事項のいずれかに該当していること）

- ◆ 本市以外では生産、製造加工されていないこと。
- ◆ 本市以外の地域で生産、製造加工されている同種の商品と比較して、品質、食味、機能性などにおいて、差別化できる要素が認められること。
- ◆ エコファーマー制度、とくしま安<sup>2</sup>農産物(安<sup>2</sup>GAP)認証制度など他の認証や、特許、実用新案、意匠、商標などの知的財産権の出願登録があること。

### 3) 物語性・商品コンセプト

本市の気候、風土、地形などの自然環境を生かした特産品、本市の伝統、伝承、食習慣などの歴史・文化的な特色を持つ特産品として、生産、製造加工、流通、販売などを通して消費者に価値ある商品コンセプトを伝達できる物語性があり、本市のイメージ向上に貢献できること。

### 4) 環境、安全・安心への配慮

商品の生産、製造加工、流通、販売などにおいて、省エネルギー、生成廃棄物の低減、資源の再利用、農薬や化学肥料の適切な使用又は不使用、安全性の確保された原材料の使用などによる、環境負荷の低減に配慮し、商品の安全・安心に配慮した取り組みが認められること。

### 5) 貢献度（がんばり度）、将来性（やる気度）

- ◆ 商品の生産、製造加工、流通、販売などにおいて、品質、食味などの改善や生産性向上のための研究、技術的試行、新たな経営形態づくりのための人材登用・育成やビジネスモデルの設計・推進などを積極的に行い、生産者又は事業者の意欲を高め、付加価値づくり、ブランド育成・拡大などを通して、本市のイメージ向上に貢献していること。

- ◆ 商品の生産、製造加工、流通、販売などにおいて、現状の維持だけではなく、将来に向けたさらなる品質、食味などの改善や生産性向上のための研究、技術的試行、新たな経営形態づくりのための人材登用・育成やビジネスモデルの設計・推進などに具体的な行動計画があり、付加価値づくり、ブランド育成・拡大などを通して、本市のイメージ向上に貢献が期待できること。

## 7. 審査の方法

阿波市特産品認証制度では、認証基準に基づく「事前確認」と「審査会での審査」によって申請品の認証の適否を決定します。

### 1) 事前確認

申請者からの申請内容について、認証事務局が事前に、書類の確認、必要に応じて生産者又は事業者へのヒアリング、生産、製造現場の現地調査を行います。

申請者からの希望があれば、申請品の試食・試飲を行います。

### 2) 審査会での審査

認証事務局が委嘱した認証委員会委員による審査会を実施します。

- ◆ 申請者は、審査会において、原則、プレゼンテーションによって申請品の特長について説明を行います。
- ◆ 申請者からの希望があれば、申請品の試食・試飲を行います。
- ◆ 委員は、認証基準に基づき申請品の評価・採点を行い、その合計点及び阿波市特産品としてのふさわしさを総合的に判断して最終的に認証の適否を決定します。

なお、認証を受けた認証品の有効期限は3年間です。

## 8. 認証されたら

- ◆ 申請品が認証品として認証を受けた生産者又は事業者には、認証委員会より「認証書」を交付します。
- ◆ 認証を受けた生産者又は事業者は、認証品の流通、販売で本市が定める「認証マーク」を表示することができます。  
認証マークは、認証品の容器包装をはじめ、宣伝・広告媒体や、販売促進物などにも表示することができます。

認証マークの使用は無償ですが、使用にあたっては「認証マーク使用規約」に定められた基準を守り、また使用時に発生する全ての費用並びに責任は認証を受けた生産者又は事業者が負うものとします。

- ◆ 認証品や認証に向けた活動事例などは、阿波市ホームページ、ふるさと納税関連サイトをはじめとして、様々な情報媒体で紹介し、内容は随時更新されます。
- ◆ 本市の主催する定例行事、その他各種イベントなどにおいて、認証品を紹介するパンフレット、ポスター、のぼりなどを利用したPRを行います。
- ◆ 本市の関連施設や出先機関などに認証品を紹介するパンフレットを置いてPRを行います。

## 9. 認証のメリット

阿波市特産品として認証を受けた認証品は、本市のお墨付きをもらった『地域特産品』であり、次のようなメリットが生まれます。

- ◆ 認証マークは、「阿波市特産品」としての称号となります。
- ◆ 他の商品との違い、認証品に込めた生産者の想いをきちんとアピールできます。また、他の生産者の生産意欲を高めることにもつながります。
- ◆ 品質や安全・安心への感度が高い消費者からの支持が得られやすくなります。
- ◆ 指定買いなどによるリピーターの獲得につながります。
- ◆ 付加価値が加わり販売価格設定の幅が広がります。
- ◆ 認証品としての様々な情報発信は、大きな宣伝効果を生みます。

## 10. 申請上の注意事項

- ◆ 申請書類の返却はいたしません。
- ◆ 申請から認証の適否の決定までにおいて、費用は発生しません。

- ◆ 申請書類の内容や、現地調査並びに審査会を通して認証委員会委員や認証委員会事務局が取得した内容については、認証審査以外の目的に使用したり、第三者に開示したりすることはありません。

ただし、機密事項、ノウハウ、営業上の秘密などとして法的な保護が必要な事項については、申請者の責任において予めその旨を表示するなどの対応をしてください。

## 11. 申請・問い合わせ先

### 「阿波市特産品認証委員会事務局」

阿波市産業経済部農業振興課内

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201-1

TEL：0883-36-8720 FAX：0883-36-8762

#### 【付録】

阿波市農業振興計画重点プロジェクト推進会議で定める

#### 「目指せ！ブランド品目」

野菜・果実・花き	①なす ②レタス（サニーレタス含む） ③トマト（ミニトマト含む） ④ブロッコリー ⑤いちご ⑥えんどう ⑦だいこん ⑧シンビジウム	⑨ポンダリン ⑩ぶどう ⑪白なす ⑫メロン
畜産品	①肉用牛 ②豚	

## 参考資料

- ◇ 阿波市特産品認証制度実施要領 ..... 資料1
- ◇ 阿波市特産品認証制度認証基準 ..... 資料2
- ◇ 阿波市特産品新規認証申請書 ..... 資料3

# 資料 1

## 阿波市特産品認証制度実施要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この訓令は、阿波市において生産される農畜産物やそれを利用した加工品（以下「産品」という。）のうち、優れた資質を有する産品を阿波市特産品として認証する認証制度（以下「本制度」という。）を阿波市が遂行するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要領において「認証」とは、事業者等から申請された産品（以下「申請産品」という。）について、第4条第1項に規定する認証基準への適合性判定に係る一連の行為をいう。

2 この要領において「認証品」とは、前項の適合性判定により、阿波市特産品として第5条に規定する認証マークの使用を許諾された産品をいう。

### 第2章 認証制度の実施

#### (認証の申請)

第3条 認証を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、阿波市特産品新規認証申請書、申請産品調査書（様式第1号。以下「新規申請書」という。）を作成し、市長へ提出するものとし、その認証を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、阿波市特産品新規認証判定依頼書（様式第2号）により阿波市特産品認証委員会設置要領（平成30年阿波市訓令第号。）に定める阿波市特産品認証委員会（以下「認証委員会」という。）の審査に付さなければならない。

3 同一の申請者当たりの申請件数は、同一年度中3件までとする。

#### (認証審査)

第4条 申請産品について認証品として認証するための阿波市特産品認証基準（以下「認証基準」という。）は、別に定めるものとする。

2 特産品認証委員会事務局（以下「事務局」という。）は、前条第2項の認証委員会の審査に先行して、新規認証申請書及び附帯する資料等の内容を事前確認し、必要に応じて生産者又は事業者へのヒアリング、生産、製造、流通、販売等の現地又は現場の調査等を行い、当該確認結果を事前確認事項判定票（別紙1）により次項に規定す

る審査会にて報告するものとする。

3 認証委員会は、審査会を開催し、申請産品への認証の適用又は非適用を判定する。審査会において、申請者は、原則プレゼンテーションにより申請産品の内容説明を実施するものとし、審査に参加した認証委員会委員の審査会審査票（別紙2）による採点評価及び阿波市特産品としてのふさわしさを総合的に判断され、認証の適用又は非適用を判定されるものとする。

4 認証品については、審査会において認証委員会が必要と認める条件を附帯する場合があるものとする。

5 認証委員会は、審査会での評価に当たり、より詳細な情報等の確認が必要であると認めた場合には、再調査等を実施の上、最終的な認証の適用又は非適用を判定するものとする。

6 認証委員会は、申請産品への認証の最終的な適用又は非適用の判定を阿波市特産品新規認証判定書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

7 前項の規定により認証の適用を認めた場合、市長は、阿波市特産品認証審査結果通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

8 第6項の規定により認証の適用を認めない場合、市長は阿波市特産品認証審査結果通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、当該申請者は、原則この審査結果に不服を申し立てることはできないものとする。

（許諾事項）

第5条 市長は、前条第7項の規定により認証の適用を認められた産品の申請者（以下「受証者」という。）に阿波市特産品認証書（様式第6号）を交付し、併せて認証マークについて別に定める認証マーク使用規約に準じた使用を許諾するものとする。

（認証品の内容変更）

第6条 受証者は、新規認証申請書の申請産品の基本的情報に記載された事項のいずれかの内容に変更が生じた場合、速やかに市長に阿波市特産品認証記載事項変更届出書（様式第7号）を提出しなければならない。

（認証の更新申請）

第7条 継続して認証を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、認証の

有効期限満了の2か月前までに阿波市特産品認証更新申請書(様式第8号)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する更新申請があった場合、その確認を阿波市特産品認証更新判定依頼書(様式第9号)により認証委員会に諮らなければならない。

3 認証委員会は、前項の確認のために申請内容、認証品の仕様、販売実績等に係る現況、変更・変質の有無、事故履歴等の情報につき、第4条第2項の規定に準じた事前確認等を行う。

4 認証委員会は、第1項の規定により更新申請があった製品への認証の最終的な更新の適用又は非適用の判定を阿波市特産品認証更新判定書(様式第10号)により市長に報告しなければならない。

5 前項の規定により認証の更新を認めた場合、市長は、認証期間を更新した阿波市特産品認証書を交付し、併せて阿波市特産品認証更新審査結果通知書(様式第11号)により更新申請者に通知するものとする。

6 第4項の規定により認証の更新を認めない場合、市長は、認証品の認証を現在の認証期間の最終年月日をもって取り消すものとし、第9条第7項の規定により更新申請者に通知するものとする。

(認証の有効期限)

第8条 新規の申請又は更新申請により認証の適用を受けた認証品の認証の有効期限は、3年間とする。

(認証の取消し)

第9条 認証委員会は、第7条第6項の規定に該当する場合のほか、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、認証の取消しの判定を行い、市長は、当該判定結果を受けて該当する認証品の認証を取り消すことができるものとする。

- (1) 受証者からの認証取消しの届出があったとき。
- (2) 受証者からの認証の更新申請が行われなかったとき。
- (3) 虚偽事項を含む申請により認証を受けたことを認めたとき。
- (4) 認証基準を逸脱する事項を認めたとき。
- (5) 認証品の生産、製造等若しくは販売を中止し、又は廃止したとき。
- (6) 受証者が第4項の調査を正当な事由なく拒否したとき。

2 前項第1号の認証取消しの届出は、受証者が阿波市特産品認証取消届出書(様式第12号)により行うものとする。

3 第1項の規定に基づく認証の取り消し日は、同項第1号については阿波市特産品認証取消届出書に記載の年月日、同項第2号については認証期間の最終年月日、同項第3号から第6号までについては該当する事象が確認された年月日とする。

4 第1項第3号から第5号までに係る事実確認のために調査が必要と認められる場合、認証委員会は、調査を実施することができるものとする。

5 第1項の規定に該当することにより認証を取り消された受証者は、原則取消の日から1年を経過しなければ新たな申請ができないものとする。

6 前項の規定にかかわらず、この要領の規定への重大な違反、認証品に対する信頼を著しく失墜させる不法行為又は社会的影響が大きい事象が確認された場合、認証委員会は、直ちに認証適用及び認証マークの使用許諾の取消しの判定を行い、市長は当該判定を受けて該当する認証品の認証適用及び認証マークの使用許諾を取り消し、当該受証者からの再度の認証申請を受理しないことができるものとする。

7 第1項又は前項の規定に該当することにより認証が取り消された場合、市長は、阿波市特産品認証取消通知書（様式第13号）により受証者に通知するものとする。

### 第3章 認証に関する責務等

#### （受証者の責務等）

第10条 受証者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認証品の生産、製造等及び販売を通じて積極的に本市の認知度及びイメージの向上に努めるものとする。

2 本制度は、事業者等の意思による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とし、認証品に問題が生じた場合の責任は、受証者自身に帰属するものであり、受証者は、認証品の生産、製造、流通、販売等において管理責任者等を置き、適正な管理に努めるものとする。

3 受証者は、認証品の消費や使用において発生した事故等について、受証者の過失に起因する一切の責任を負うものとする。

4 認証品の消費や使用において苦情等が発生したときは、受証者はこれに誠意をもって対応するものとする。

5 第7条第6項又は前条第1項の規定により認証を取り消された受証者のうち、認証取消しの時点で認証マークを使用した認証品を市場へ提供している者は、当該認証マークのいかなる仕様での使用も中止しなければならない。

6 前条第6項の規定により認証を取り消された受証者のうち、認証取消しの時点で認証品を市場へ提供している者は、速やかに当該認証品の回収、当該認証品の宣伝、広告等の情報提供に係る全ての媒体（テレビ、ラジオ、Web ページ、SNS 情報、ポスター、パンフレット等）の提供の中止等、本市及び阿波市特産品のイメージダウンへの影響を最小限にとどめる努力をしなければならない。

7 受証者は、認証品の品質、流通及び販売等に係る異常、事故、苦情等の問題が生じたときは、直ちに事務局に報告しなければならない。

（認証機関の責務等）

第11条 認証委員会及び事務局は、製品の生産、製造等をする事業者等に本制度の趣旨を周知するとともに、事業者関係団体等と連携を図りながら事業者等の指導及び本制度の推進に努めるものとする。

2 認証委員会及び事務局は、認証品の生産、製造、流通、販売等において、受証者及びその関係者等において発生した経済的な損失その他不測の事態について、一切の責任を負わないものとする。

#### 第4章 その他

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

## 資料 2

### 阿波市特産品認証制度認証基準

阿波市特産品認証制度実施要領（以下「実施要領」という。）第4条第1項に規定する「認証審査」において、認証を申請された産品（以下「申請産品」という。）の審査において適用する「認証基準」としてこの基準を以下の通り定めるものとする。

#### 第1 共通事項

申請対象者は、次の各号の全てに該当しているものとする。

（1）本市に住所（事業所にあつては主たる事業所の所在地）を有する生産者、事業者であること。

（2）市税等を滞納していない者であること。

（3）特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長する恐れがあると認められない者であること。

（4）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でない者。

（5）事業所にあつては、そのいずれの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）も反社会的勢力でないこと。

（6）その他、法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められないこと。

2 対象となる申請産品は、次の各号のいずれかに該当しているものとする。

（1）農畜産物：本市で栽培、採取、飼養（以下「生産」という。）されたもので、「阿波市農業振興計画重点プロジェクト推進会議」で定める「目指せ！ブランド品目」のいずれかであること。

（2）加工品：原則、本市で製造、加工（以下「製造」という。）されたもののうち、申請産品の特色を決定する原材料として、本市で生産された産品を100%使用したもの。なお、加工品の製造の一部又は全部が本市以外でなされている場合は、認証申請時にその旨を証明できる書面を併せて提出するものとする。

#### 第2 基本項目

申請産品は、次の各号の全てに該当しているものとする。

（1）申請産品の生産、製造、流通、販売等に関して要求される法的基準、資格等に適合していること。

（2）前号のほか、生産、製造、流通、販売等に関して遵守が推奨されている個別の業界基準、マニュアル等が別途定められている場合には、それらが適正に運用されていること。

(3) 申請産品を市場へ持続的に供給できる生産、製造、流通、販売等の体制並びに別途定められた規格又は仕様（以下「商品規格等」という。）を有していること。ただし、生産、製造が季節的要因によって限定される申請産品については、その限定された時期において供給できる生産、製造、流通、販売等の体制並びに商品規格等とする。

(4) 直近2年以内に、市場において連続して3か月（農産物においては1作期）以上の販売実績を有している事実が証明できること。なお、当該販売実績の期間には、試験販売（新たな商品の販売開始に先立って、消費者の反応を見極めるために地域や期間などを限定して当該商品を販売すること）に供した期間は含まないものとする。

2 申請産品は、前条第1項に加えて次の各号の内、(1)、(2)のいずれかに該当しており、かつ(3)、(4)、(5)のいずれかに該当していることとする。

(1) その商品の特有の呼称（商品名）を用いていること。

(2) 独自に創意工夫されたデザイン、機能性等を有する容器包装仕様を用いることにより、その商品の視認性、保存性、利用性等を高めていること。

(3) 本市以外では生産、製造がされていないこと。

(4) 本市以外の地域で生産、製造がされている同種の商品と比較して、品質、食味、機能性等において、差別化できる要素が認められること。

(5) エコファーマー制度、とくしま安2農産物(安2GAP)認証制度等、他の認証制度での認証、優良商品としての表彰又は特許、実用新案、意匠、商標等の知的財産権の出願登録があること。

### 第3 審査項目

第2の基本項目に加え、申請産品について次の各項に定める事項を実施要領第4条第3項に定める審査方法に準じて確認し、認証付与の妥当性を総合的に判定するものとする。

#### (1) 物語性、商品コンセプト

申請産品の生産、製造、流通、販売等に関して、本市の気候、風土、地形等の自然環境を生かしていることに加え、本市の伝統、伝承、食習慣等の歴史・文化的な背景に基づく特産品であること。その他本市の特産品としてふさわしい特色等について、消費者に申請産品ならではの価値ある商品コンセプトを伝達できる物語性があり、本市の認知度及びイメージの向上に貢献できること。

#### (2) 環境、安全・安心への配慮

申請産品の生産、製造、流通、販売等に関して、消費エネルギーの低減、生成廃棄物の低減、資源の再利用、農薬や化学肥料、抗生物質等の適切な使用若しくは不使用による原材料の安全性の確保。また、生産地や製造所の環境負荷の低減に配慮し、申請産品への安全・安心に配慮した明確な意志表示や自主的な取り組みの実態が認められ

ること。

(3) 貢献度の実績（がんばり度）

申請製品の生産、製造、流通、販売等について、品質、食味等の改善や生産性向上のための研究開発、技術的試行、新しい経営形態の構築のための人材登用・育成やビジネスモデルの設計・推進等の施策を意欲的に講じ、生産者、事業者の意欲醸成、付加価値の創造、ブランドの創生等を通して現に本市の認知度及びイメージの向上に貢献していること。

(4) 将来性（やる気度）

申請製品の生産、製造、流通、販売等について現状の安定的、継続的な維持はもとより、将来に向けた更なる品質、食味等の改善や生産性向上のための研究開発、技術的試行、新しい経営形態の構築のための人材登用・育成やビジネスモデルの設計・推進等に明確なビジョンや具体的な行動計画が示されていること。また、申請者の経験や実績並びに意欲等から判断して、将来にわたり発展的な生産・販売が見込まれ、生産者又は事業者の更なる意欲醸成、新たな付加価値の創造、ブランドの育成・拡大等による本市の認知度及びイメージの向上に貢献が期待できること。

(5) プレゼンテーション

プレゼンテーション（又はそれに代わる説明資料等）を通して、生産者又は事業者として、申請製品の生産、製造、流通、販売等について、本市の認知度及びイメージの向上に貢献しようとする熱意、そして意欲的な姿勢が認められること。

## 資料3

様式第1号（第3条第1項関係）

年 月 日

阿波市長 様

【申請者】 住 所（団体は、主たる事務所の所在地）

氏 名（団体は、名称及び代表者の職・氏名）

印

### 阿波市特産品新規認証申請書

阿波市特産品認証制度実施要領を承諾の上、阿波市特産品認証制度実施要領第3条第1項の規定に基づき、認証を受けたいので、下記の通り資料を添えて申請します。

記

## 申請産品調査書

申請する産品について、以下の各情報について、該当する全ての箇所記入してください。

(選択項目がある箇所は、該当する番号を○で囲んでください。)

## 1. 申請産品の基本的情報 (事前確認事項)

## (1) 申請者

生産者の名前又は事業者の名称			代表者 (※)			
生産ほ場又は製造場所の所在地 (複数の場合は全て記載してください。)						
生産、製造等の管理責任者						
生産・事業開始、設立年月日						
資本金等 (※)	千円		従業員数	人		
主な事業内容 (※)						
代表となる連絡先	電話		FAX		e-mail	

(※) 事業者のみ記載してください。

## (2) 商品仕様

	項目	説明等	事務局欄
①	(よみがな)		
	商品名		
②	区分	1. 農畜産品      2. 農畜産品を使用した加工品 (※)	

(※) 同一品目の商品又は同一ブランドを冠する商品であっても、商品の特色を決定する原材料が異なる商品では、各商品での申請が必要となります。

	項 目		説 明 等	事務局欄
③	商品規格 1 (商品形態)	販売価格 (税込)		
		内容量 (包装単位)	(異なる包装単位がある場合は全て記載してください。)	
		流通・販売温度帯	1. 常温 2. 要冷蔵 3. 要冷凍	
		保存方法	1. 常温 2. 要冷蔵 3. 要冷凍	
		賞味期限・消費期限		
④	商品規格 2 (包装形態)	個包装	包装形態 容器 1. 箱 2. 缶・ビン(ボトル) 3. 袋 4. その他( ) 材質 1. プラスチック(材質: ) (※) 2. 紙 3. 段ボール 4. ガラス 5. 金属(アルミ・スチール)	
			包装材 サイズ(mm) 縦×横×高さ:	
		外包装	包装形態 容器 1. 箱 2. 缶・ビン(ボトル) 3. 袋 4. その他( ) 材質 1. プラスチック(材質: ) (※) 2. 紙 3. 段ボール 4. ガラス 5. 金属(アルミ・スチール)	
			包装材 サイズ(mm) 縦×横×高さ:	
⑤	生産・製造等 の能力	年間生産量、数量		
		年間販売金額 (千円)		
		販売可能時期	1. 通年 2. 限定時期 ( 月ごろから 月ごろまで)	
		現在の販売方法	1. 店頭販売 2. 通信販売 3. その他 ( )	
⑥	関係法令の定める品質、品質管理、 表示等に関する基準	1. 遵守している 2. 遵守できていない		

(※) 包装材として使用されている全ての材質の番号を○で囲んでください。

## (3) 商品内容

## ①農畜産品について（※加工品は記載不要です。）

	項 目		説 明 等	事務局欄
⑦	農畜産品の 生産管理	栽培、飼養等に おける各種管理	「ほ場台帳等による作付履歴管理」「種子管理」「土質（肥料）管理」「病害虫・伝染病（農薬・薬剤）管理」「収穫調整」「栽培、飼養施設衛生管理」「用排水管理」等、申請産品の栽培、飼養等において実施している管理項目の内容について具体的に記載してください。	

②加工品について(※農畜産品は記載不要です。)

項 目		説 明 等				事務局欄	
⑧	加工品の 原材料	主要原材料 (※)	商品の特色を決定する原材料(又は商品名にその名称が付されたもの)				
			原材料名	生産・製造者	原産地	配合率(%)	
					徳島県阿波市		
		その他原材料	原材料名	生産・製造者	原産地	配合率(%)	

(※) 主要原材料には、本市産以外の原材料は使用できません。

	項 目		説 明 等			事務局欄	
			添加物名	製造者	原産地		
⑨	加工品の 原材料	食品添加物					
⑩	加工品の 製造等	製造方法	フローチャート等を用いて一連の製造方法を説明してください。 (※別途、説明図面等がある場合は添付してください。)				
		衛生管理	過去1年以内の食品衛生等の関係法令違反による処分	1. 受けていない	2. 受けている		
			食品衛生責任者の設置	1. 設置している	2. 設置していない		
	商品の微生物検査の実施状況	1. 年1回以上実施 2. 実施していない 3. その他 ( 年に1回実施)					

## (4) 商品の独自性

	項目	説明等		事務局欄
⑪	独自性	生産、製造等	1. <u>本市のみ</u> で生産、製造等がされている 2. <u>本市以外でも同種の商品</u> が生産、製造等がされている	
		上記2. 本市以外でも同種の産品が生産、製造されている場合、その同種の産品にはない品質、食味、機能性等の消費者に伝えるべき付加価値があれば記載してください。		
		エコファーマー制度、とくしま安 <sup>2</sup> 農産物(安 <sup>2</sup> GAP)認証制度等、他の認証制度での認証、優良商品としての表彰、特許、実用新案、意匠、商標等の知的財産権の出願登録等があれば記載してください。		

## 2. 商品の特長（審査会関係）

	項目	説明等	事務局欄
⑫	物語性、 商品コンセプト	<p>本市の「自然環境（気候、風土、地形等）」「歴史・文化的な背景（伝統、伝承、食習慣等）」、その他の本市の文化的な背景を生かした特産品であることを示すキーワードを用いて、その特色をわかりやすく表現してください。</p>	
		<p>上記以外で、申請産品が本市の特産品としてふさわしいことを示す特色がある場合は、その特色をわかりやすく表現してください。</p>	

	項目	説明等	事務局欄
⑬	環境、安全・安心への配慮	生産、製造、加工、流通、販売の行程において、消費エネルギーの低減（排せつ又は余剰エネルギーの再利用を含む）や、生成廃棄物（廃棄原料、廃棄包材・資材、排水、排気、排熱、騒音等）の低減により、生産、製造場所の環境負荷の低減に配慮した自主的な取り組みを行っている場合はその内容を記載してください。	
		農畜産物の栽培又は飼養における、農薬、化学肥料、抗生物質等の適切な使用又は加工品に使用する主な原材料の安全性の確保等、申請製品の安全・安心に配慮した積極的な取組を行っている場合はその内容を記載してください。	

	項目	説明等	事務局欄
⑭	貢献度	申請製品の品質、生産、製造、加工、流通、販売等について、品質、食味等の改善や生産性向上のための研究開発、技術的試行、新しい経営形態の構築のための人材登用・育成やビジネスモデルの設計・推進等、生産者の意欲喚起、商品の付加価値の創造やブランドづくりのためにこれまでの実績として講じてきた具体的な施策の内容を記載してください。	

	項 目	説 明 等	事務局欄
⑮	将来性	<p>品質や生産性、流通、販売状況の現状維持にとどまらず、将来に向けたさらなる付加価値の創造やブランドの育成・拡大等を意図して、積極的に実施しようとしている、又はその実施を計画している品質、食味等の改善や生産性向上のための研究開発、技術的試行、新たな経営形態の構築のための人材登用・育成やビジネスモデルの設計・推進等のビジョンや具体的行動計画の内容を記載してください。</p>	

	項目	説明等	事務局欄
⑩	その他	その他、申請産品について、特筆すべき特色・PR事項があれば記載してください。	

### 3. その他

	項目	説明等	事務局欄
⑪	申請産品の 試食・試飲の希 望	1. 試食・試飲を希望する(※)      2. 試食・試飲を希望しない	

(※) 試食・試飲は、事前審査及び審査会審査のそれぞれで実施されます。

## 4. 申請時に必要な添付資料等

添付資料	農畜産品	加工品
全てのほ場又は全ての製造、加工場所の面積、配置等が分かる図面	○	○
営業許可証の写し（※）	—	○
商品の一部又は全部が本市以外で他の事業者により製造、加工されている場合は、製造委託契約書等の契約書面の写し（※）	—	○
食品衛生管理者の資格証の写し（※）	—	○
保健所等が実施した最新の食品衛生監視票の写し（※）	—	○
安全性及び品質の保証を定めた商品規格、自主基準並びにその根拠となる公的機関での分析証明書等の写し	—	○
主な原材料（商品の特色を決定する原材料又は商品名にその名称が付されたもの）について、原産地が本市内であることを証明する証明書又はそれに相当する書面	—	○
エコファーマー制度、とくしま安 <sup>2</sup> 農産物（安 <sup>2</sup> GAP）認証制度等、他の認証制度での認証を取得している場合はその認証書の写し	○	—
特許、実用新案、意匠、商標等の知的財産権の登録をしている場合はその登録証書の写し	○	○
農薬や化学肥料、抗生物質等の適切な使用についてその取り組みを実施している場合は、その適切性を証明できる使用記録の写し	○	—
ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証を取得している場合はその認証書の写し	—	○
流通・販売時の商品仕様が確認できる全体写真	○	○
試食・試飲できる商品の現物（試飲・試食によるPRを希望する場合のみ）	○	○
商品の特長の根拠となる書類、記事、写真等（必要に応じて）	○	○
その他申請者が必要と判断する資料（必要に応じて）	○	○
市税等納税状況調査同意書【別紙】	○	○

（※）該当する全ての製造拠点又は加工拠点について提出してください。

(別紙)

年 月 日

阿波市長 様

住 所 (団体は、主たる事務所の所在地)

氏 名 (団体は、名称及び代表者の職・氏名)

印

### 市税等納税状況調査同意書

私は、貴殿が私自身の下記の税等の納税状況を調査することに同意します。

記

- 1 市・県民税
- 2 国民健康保険税
- 3 固定資産税
- 4 軽自動車税

以上